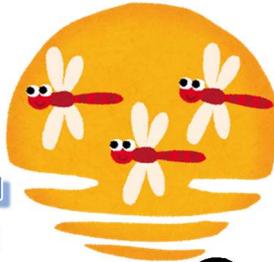


# 邁進



## No. 158

社報タイトル「邁進」は社内で掲げる2019年の標語です。

発行責任者 / 小林 政 氏

発行 日 / 2019年8月1日

● 経営コンサルテンク  
● 相 続  
● 会 計  
KOBAYASHI GORDON

### 小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員 税理士	小林 政 仁	税理士	山 須 賀 保 峻

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

## 9月の税務

### ● 9月10日

1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ● 9月30日

2. 7月決算法人の確定申告  
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)  
・法人住民税〉
3. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 〈消費税・地方消費税〉
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告  
〈消費税・地方消費税〉
5. 1月決算法人の中間申告  
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
6. 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 10月決算法人  
・個人事業者の3月ごとの中間申告 〈消費税・地方消費税〉
7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月, 7月決算法人を除く  
法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)  
〈消費税・地方消費税〉

## 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除

税理士 須賀 保雄

平成 28 年度の税制改正により、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は 10 年とされました。

青色申告法人は、各事業年度（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）に生じた青色欠損金を 10 年間繰越し、所得が生じる事業年度で損金算入することができます。

ただし、過去の青色欠損金については、その生じた事業年度によって繰越期間が違いますので、以下にまとめてみました。

- ・平成 20 年 03 月 31 日以前終了事業年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 年
- ・平成 20 年 04 月 01 日以降終了事業年度  
～平成 30 年 03 月 31 日以前開始事業年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 年
- ・平成 30 年 04 月 01 日以後開始事業年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 年



～万が一の為に～



7 月 16 日(火)に、所内で救命入門コースを受講しました。

当日は、川口消防局の方にご協力いただき、所員全員参加で約 1 時間 30 分掛けて危機管理の勉強とさせて頂きました。

講習を受けてみて、正しい心臓マッサージの仕方や AED の本来の使い方等、実際に講習を受けてみないと分からないことを、数多く学ぶことが出来ました。

万が一の時は今回の受講経験を生かすことが出来れば、と思います。

